

後期高齢者医療保険料の見直しなどのお知らせ

苫市民税係Tel 74-4864

北海道後期高齢者医療広域連合Tel 011-290-5601

後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんの保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。この保険料率は世代間・世代内の負担の公平を図り、後期高齢者医療制度を維持する観点から2年ごとに見直しが行われ、令和6・7年度は次のとおり改正されました。■部分が前年度からの変更箇所です。なお、令和6年度後期高齢者医療保険料額決定通知書は7月中旬に送付する予定です。



◇保険料率改定の内容

	令和4・5年度	令和6・7年度
均等割額	51,892円	52,953円 (1,061円増)
所得割率	10.98%	11.79% (0.81ポイント増) ※1
賦課限度額	66万円	80万円 (14万円増) ※2

※1 令和6年度の所得割額算定のもととなる所得金額（＝令和5年の基礎控除後の総所得金額）が58万円を超えない方については、令和6年度の所得割率を10.92%とします。

※2 令和6年3月末日までに被保険者となっている方については、令和6年の賦課限度額が73万円となります。

◇保険料の軽減（手続き不要）

●均等割額の軽減対象の見直し

下表のとおり3段階の軽減があり、被保険者と世帯主（被保険者ではない場合も含む）の所得の合計額で判定します。

均等割の軽減対象になる世帯		軽減割合	軽減後均等割額
被保険者と世帯主の 令和5年中の 所得の合計額	【43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）】以下の世帯	7割	15,885円
	【43万円+（29万5千円×世帯の被保険者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）】以下の世帯	5割	26,476円
	【43万円+（54万5千円×世帯の被保険者数）+10万円×（給与所得者等の数-1）】以下の世帯	2割	42,362円

※給与所得者等とは、次のいずれかに該当する方

- ・給与などの収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

※65歳以上の方の公的年金等に係る所得は、さらに15万円を差し引いた額で判定します。

●被用者保険の被保険者だった方に対する軽減（継続）

後期高齢者医療保険の加入時に、サラリーマンなどの健康保険の被扶養者だった方は所得割額がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割額が5割軽減となります。ただし、市町村国保や国民健康保険組合に加入していた方は該当になりません。また、所得の状況により均等割額の軽減割合が7割に該当する場合があります。

◇保険料の計算方法（年度途中で加入した方は、加入した月からの月割で計算）

均等割額 【1人当たりの額】 52,953円	+	所得割額 【本人の所得に応じた額】 (前年の所得-基礎控除額(最大43万円)) × 11.79%	=	年間保険料額 【限度額80万円】 (100円未満切り捨て)
------------------------------	---	--	---	-------------------------------------

▼年間保険料額の例：夫婦2人世帯（世帯主は夫）で、ともに75歳以上で年金収入のみの場合

年金収入	夫	80万円	196万円	230万円	280万円
	妻	80万円	80万円	80万円	80万円
令和6年度 保険料	夫	15,800円	77,100円	133,100円	202,600円
	妻	15,800円	26,400円	42,300円	52,900円
前年度 保険料	夫	15,500円	73,100円	126,000円	191,300円
	妻	15,500円	25,900円	41,500円	51,800円
夫婦の軽減の該当		均等割額7割	均等割額5割	均等割額2割	軽減なし

国民健康保険税のお知らせ

岡市民税係Tel 74-4864

国の税制改正に基づく地方税法および市税条例の改正により、今年度から国民健康保険税は、後期高齢者支援金等課税額（支援金分）の賦課限度額が22万円から24万円に変更となりました。

また、世帯の所得が一定額以下の場合に軽減される応益分保険税（均等割・平等割）の2割軽減と5割軽減の対象範囲が拡大されることになりました。■部分が前年度からの変更箇所です。なお、令和6年度国民健康保険税納税通知書は7月中旬に送付する予定です。

◇賦課限度額の比較表

	医療分	支援金分	介護分 (40～64歳)	計
令和5年度	650,000円	220,000円	170,000円	1,040,000円
令和6年度	650,000円	240,000円	170,000円	1,060,000円
増減額	0円	20,000円	0円	20,000円

◇軽減対象範囲の変更

① 2割軽減…前年度の世帯の総所得等が、下記の計算による所得判定基準額を下回る場合に対象となります。

【令和5年度】43万円 + (53.5万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)



【令和6年度】43万円 + (**54.5万円** × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

② 5割軽減…前年度の世帯の総所得等が、下記の計算による所得判定基準額を下回る場合に対象となります。

【令和5年度】43万円 + (29万円 × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)



【令和6年度】43万円 + (**29.5万円** × 被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

※給与所得者等とは、次のいずれかに該当する方

- ・給与などの収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方